

# 学校における働き方改革基本方針



杉戸町マスコットキャラクター「すぎびよん」

令和5年4月

杉戸町教育委員会

# 目 次

1	学校における働き方改革の経緯と目的	1
2	目標	2
3	杉戸町立小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組	
	(1) 教職員の健康を意識した働き方の推進	4
	(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	4
	(3) 教職員の負担軽減のための条件整備	5
	(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	5

## 1 学校における働き方改革の経緯と目的

働き方改革を推進し、子供たちのために学校教育の質の維持向上を図る

埼玉県教育委員会が実施した平成28年度教職員の勤務状況調査によると、勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、小学校78.5%、中学校81.2%でした。また、勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合は、小学校23.4%、中学校31.6%と、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなりました。

今後、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けるとともに、新学習指導要領が実施され、「子供たちに育成すべき資質・能力を身に付けるための授業改善」や、小学校では「外国語活動・外国語科」、「プログラミング教育」等の新たな対応により、さらなる時間の確保が必要となっています。

教員は、毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があります。

そのような中、平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。また、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示しました。

令和元年9月、埼玉県教育委員会は、教職員の負担軽減や、産業医との面接などの心理的ケアの実施など、効果的な対策による教職員のトータルケア体制も踏まえた、埼玉県公立学校の「学校における働き方改革基本方針」を策定しました。

杉戸町立小・中学校においても、教諭の在校等時間の長時間傾向があり、そのことによって、『授業やその準備に集中できる時間』、『子供と接する時間』及び『自ら専門性を高めるための時間』の確保、教職員の健康維持増進が課題となっており、これらの課題に早急に対応する必要があります。

そこで、この度、杉戸町における「学校における働き方改革基本方針」を策定しました。

杉戸町教育委員会といたしましては、今後も、教職員が元気で生き生きと、子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消、負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでまいります。

## 2 目標

教員の在校等時間の超過勤務の上限（原則）…①月45時間以内 ②年360時間以内

在校等時間とは、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づくものです。

在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間＋③校外の研修や子供引率等の時間－休憩時間

- ① 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間。
- ② 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。
- ③ 校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務の命令に基づくもの以外も含める。

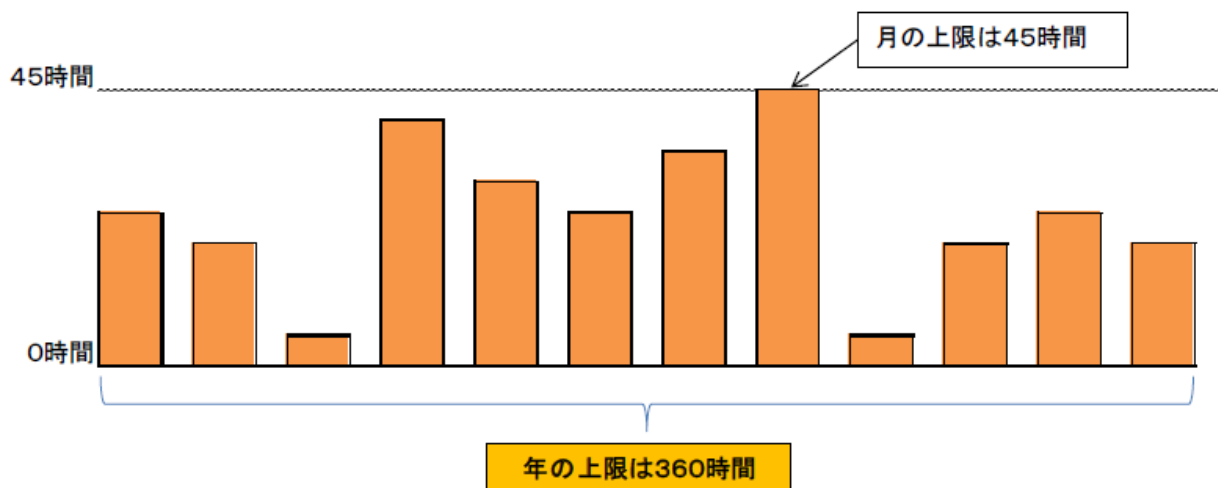
- \* 行政職員等については、「36協定」を締結する。締結している中で、働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。
- \* 自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」に含まれない。
- \* 週休日や休日の業務も、校務として行っている勤務時間については、「在校等時間」に含まれる。



◇教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定する以下（１）及び（２）とします。

（１）原則、以下のア及びイを満たすものとします。

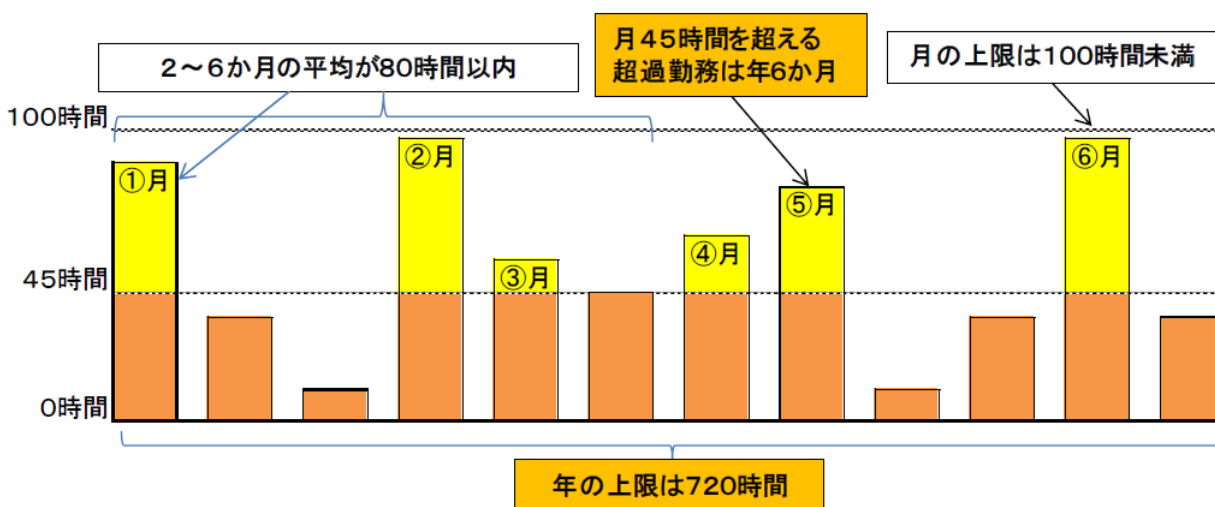
- ア 1か月の超過勤務が45時間以内
- イ 1年間の超過勤務が360時間以内



（２）特例的な扱い

子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、以下のア及びイを満たすものとします。

- ア 1年間の超過勤務が720時間以内
- イ ① 1か月の超過勤務が100時間未満
  - ② 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内
  - ③ 1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで



ここでいう在校等時間の超過勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とします。

### 3 杉戸町立小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組

#### (1) 教職員の健康を意識した働きの推進

##### 教職員の健康管理

- 【町】教職員を対象とした、ストレスチェックを実施し、教職員自身によるストレスへのセルフケアと、職場環境の改善へとつなげます。
- 【町・学校】ストレスチェック集団分析を活用し、教職員の健康管理に努めます。
- 【町・学校】教職員の健康管理推進のため、ICカードによる客観的な方法で在校等時間を確実に把握していきます。
- 【町・学校】各校で「働き方改革推進委員会」を実施し、町内小・中学校で取組事例を共有します。
- 【町】校長会議等で、先行事例の紹介を行い、各校の働き方改革を普及します。

##### 労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【町】学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働きかけます。

##### 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 【町】週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で周知します。
- 【町・学校】教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 【町・学校】職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

#### (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

##### 杉戸町教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- 【町】町教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、2年次は削減、5年次は町教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問及び、町教育委員会によるプロジェクト訪問、プロジェクト公開授業の研究授業と兼ねられるようにします。
- 【町】町教育委員会・東部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問の運営方法を変更します。
  - ・公開授業指導案を簡略化します。
  - ・公開授業に対する分科会を行わず、全体会の充実を図ります。
  - ・過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮します。
- 【町】町教育委員会が主催する研修会等について、精選するとともに、目的と時間を明確にし、実施します。

- 【町・学校】町教育委員会と、町教育研究会が行う研修等で、協賛できるものを検討し、改善していきます。

#### **教育課程編成の見直しによる縮減**

- 【町・学校】授業時数及び学校行事に係る時数を明らかにし、計画的に教育課程を実施していきます。

### **(3) 教職員の負担軽減のための条件整備**

#### **業務の効率化の推進**

- 【町】成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減を図るために、「校務支援システム」の活用を推進します。
- 【町】各学校の学校給食費徴収事務を町教育総務課学校給食センターに移管します。
- 【町】県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介するとともに、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど学校の業務の効率化を推進します。
- 【町】18:00から7:30までは留守番電話を導入します。

### **(4) 保護者や地域の理解と連携の促進**

#### **教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進**

- 【町・学校】町教育委員会作成のリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
- 【町・学校】「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を実施し、保護者・地域の人材を活用していきます。

#### **「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進**

- 【町・学校】「ふれあいデー」を毎月21日前後で設定できる日とします。
- 【町・学校】「学校閉庁日」を毎年8月12、13、14、15、16日とします。
- 【町・学校】「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。

#### **「杉戸町部活動方針」の推進**

- 【町・学校】生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働きかけます。